

京田辺市

複合型公共施設整備基本構想

令和6年6月

目 次

■ I 前提条件の整理

1 上位・関連計画	1
2 京田辺市の文化施設の現状と課題	8
3 市民ニーズ	13
4 文化活動団体の活動状況	15

■ II 京田辺市複合型公共施設整備基本構想

1 京田辺市にふさわしい複合型公共施設のあり方	17
2 複合型公共施設の整備イメージ	23
3 管理運営と事業手法	32
4 スケジュール	36
5 今後の課題	38

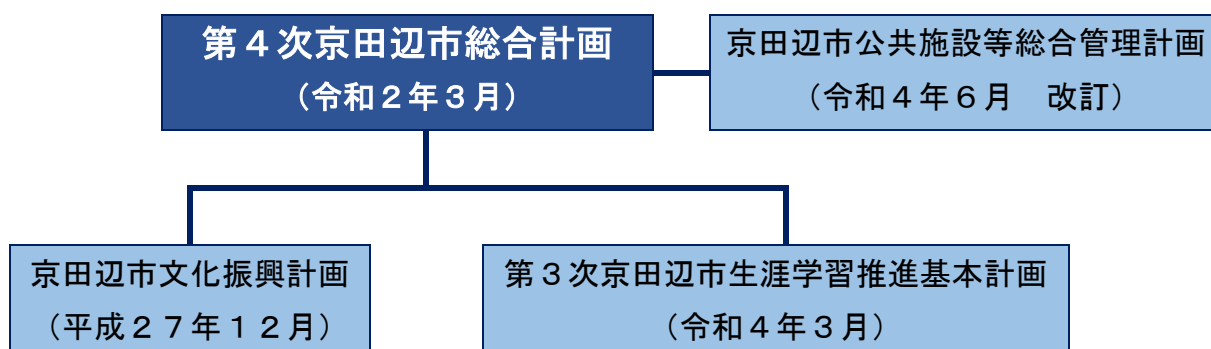
■ 参考資料

策定の経緯	39
-------	----

■ I 前提条件の整理

1 上位・関連計画

この基本構想に関連する計画としては、本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である「第4次京田辺市総合計画」と部門計画である「京田辺市文化振興計画」、「第3次京田辺市生涯学習推進基本計画」があります。また、本市保有の公共施設等の計画的な長寿命化や施設保有総量の適正化に向けて「京田辺市公共施設等総合管理計画」を定めています。



(1) 第4次京田辺市総合計画（令和2年3月）

● 魅力あるコンパクトシティの推進と新たな都市づくり

自然と調和したコンパクトな都市構造の形成を進め、J R京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺では、文化拠点機能をもった新市街地整備と、駅前の再整備によって魅力ある中核拠点の整備を進めます。

● 文化振興

【基本方針】

- 市民が気軽に文化にふれることができる機会づくりや個性豊かな文化活動に対する支援に取り組むとともに、これからの文化振興を担う人材の育成、文化情報の発信を進めます。
- 伝統文化や文化財の保存と継承に努めるとともに、文化資源を市民共通の財産として、その活用に努めます。また、引き続き、市史編さん事業を進めます。
- 質の高い鑑賞空間や多様な文化活動を行うことができる機能を備え、多彩な事業の展開を通じて文化ネットワークの中心となる文化施設の整備を進めます。

【施策展開】

文化にふれる機会の充実・文化活動の支援・人材育成	
市民文化祭・絵画展・菊花展開催事業	市民文化祭、絵画展、菊花展を同時開催し、市民の文化活動の発表の場を提供するとともに、文化活動への積極的な参加と文化の相互交流を促進し、市の特色を生かした文化振興と新たな文化の創造を図るもの
文化活動を担う人材育成・発掘事業	市公募展事業を開催し、芸術家の創作活動の振興を図るとともに、市民に鑑賞機会を提供。市の文化の発展と人材発掘に寄与
文化施設利用助成事業	合唱、舞踊、演劇などの文化活動をしている団体の日頃の練習の成果を市立施設以外で発表する際に、その施設の使用料の一部を助成
文化情報の発信	
文化情報発信事業	文化団体、文化財情報などを市内外に発信する文化・芸術ポータルサイトの管理運営及びインターネットミュージアムの開設
文化資源の活用	
文化財保護・活用事業	指定等文化財の修理などへの助成、文化財案内板の設置及び修繕、文化財に関する講座の開講
文化施設の整備と活用	
文化施設整備事業	複合化、多機能化を目指して、文化施設を核とした新たな複合型公共施設を整備。中央公民館、中央図書館の後継施設として、ホール・生涯学習・図書館機能のほか、行政サービス、コミュニティ関連などの新たな機能を付与。民間活力の導入を積極的に推進

※市民文化祭は令和3年度より市民まつりへ統合。絵画展は芸術作品展へと形を変え、菊花展とともに開催。

(2) 京田辺市文化振興計画（平成27年12月）

基本理念：未来へつなぐ京田辺文化の創造

文化は、人々に生きがいや精神的なゆとりを与え、心の豊かさをもたらすだけでなく、まちの魅力や活力、そして品格を生み出す源ともなります。

本市の文化は、豊かな歴史や風土の中で受け継がれ、市民の多様な活動を通じて育まれてきました。

これからも、先人が築いてきた文化を市民共通の財産として生かしながら、京田辺らしい文化を創造し、未来へ継承していかなければなりません。

計画の視点

(1) つなぐ

文化に関わる市民や団体、施設を「つなぐ」、そして、これまで培われてきた文化を次代へ「つなぐ」ことにより、文化活動の輪を広め、本市の文化を振興していきます。

(2) はぐくむ

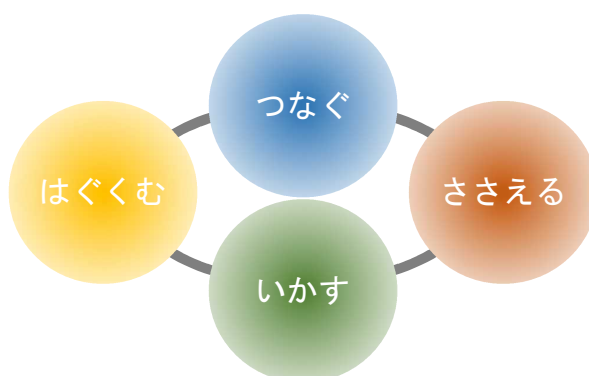
これからの文化の創造を担う人材を「はぐくむ」とともに、生涯を通じて文化にふれる機会を充実し、心豊かな人間性を「はぐくむ」取り組みを展開していきます。

(3) ささえる

市民、文化団体に対する支援や文化活動の場の提供などを通じて文化を「ささえる」仕組みづくりに取り組みます。

(4) いかす

文化の力を観光や産業振興の分野はもとより、広く本市のまちづくりに「いかす」ことによって、まちのイメージの向上と地域の活性化を実現します。



基本目標	施策の展開
市民が気軽に文化にふれ、活動できる機会の充実	➤ 文化に親しむ機会の充実 ➤ 学習機会・発表機会の提供 ➤ 学校教育などにおける体験機会の充実
文化活動を行う市民や団体に対する支援	➤ 文化団体などの活動支援 ➤ 文化ネットワークの構築 ➤ 大学との連携、交流機会の確保 ➤ 公共施設の利便性の向上
文化施設の整備と活用	➤ 文化施設の整備 質の高い鑑賞空間や舞台芸術など多様な文化活動を行うことができる機能、優れた交通利便性を備えるとともに、地域へのアウトリーチなど多彩な事業を展開し文化ネットワークの中心となって市民と文化をつなぐ新たな文化施設を整備します。 ➤ 文化活動の場づくり
文化情報の発信	➤ 文化情報の収集・提供 ➤ 文化交流の推進
文化活動を担う人材の育成	➤ 芸術家の発掘・育成 ➤ 人材育成の仕組みづくり ➤ 文化に親しむ子どもの育成
文化財やお茶文化などの文化資源の活用	➤ 文化財の保存・継承 ➤ 観光・産業振興との連携 ➤ 郷土の歴史に親しみ学ぶ機会の充実 ➤ お茶文化の普及啓発

(3) 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画（令和4年3月）

基本理念： 学びを広げ 未来を拓くまち 京田辺

これまで地域で行われてきた学習活動を守り育てていくとともに、学習を通して地域間・世代間のつながりを形成し、学習の成果を地域で活用していくために、「学びを広げ 未来を拓くまち 京田辺」を基本理念に定めます。

基本目標1 学ぶ ～誰もが学び続けられるまち～

- (1) 多様なニーズに合わせた学習機会づくり
 - 学習機会の充実
 - 文化・芸術活動のきっかけづくり
- (2) 学びの拠点づくり
 - 学びや市民交流・活動の活性化に向けた拠点の充実
 - 幅広い活用を目指した図書館機能の充実

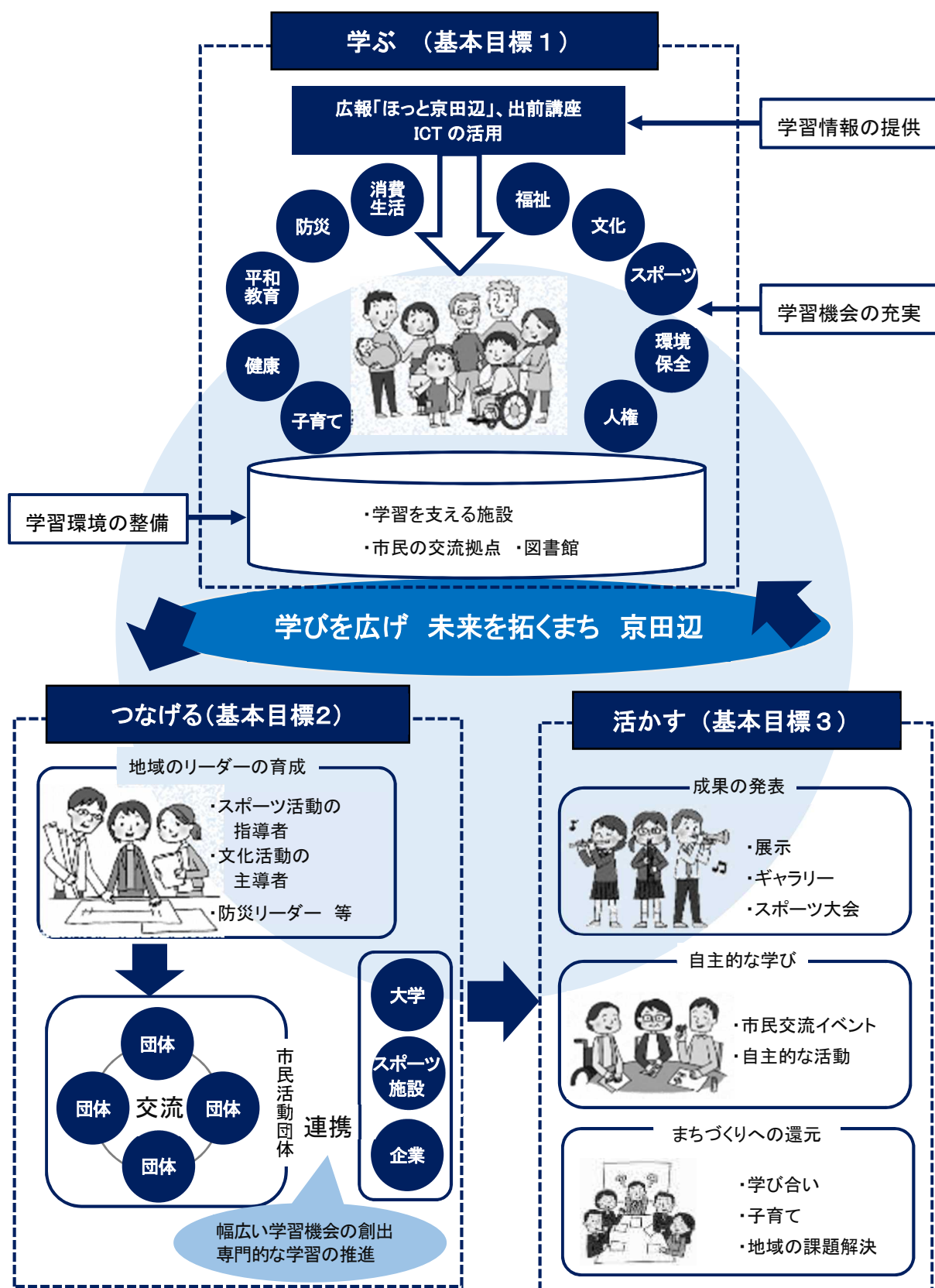
基本目標2 つなげる ～学びを通してつながりあえるまち～

- (1) 生涯学習の人材発掘と育成
 - 文化活動を主導する人材の養成
- (2) 学びを通じたつながりづくり
 - 市民活動の促進
 - 市民活動団体への支援
- (3) 多様な主体との連携
 - 同志社大学等と連携した学習活動の展開

基本目標3 活かす ～学びの成果を活用できるまち～

- (1) 学びの成果を活かせる機会づくり
 - 文化活動の発表機会の提供
- (2) 市民活動団体の主体的な学びの促進
 - 市民活動団体の自主的な活動促進
- (3) 市民活動のまちづくりへの還元
 - 市民の相互の学びあいの促進

【生涯学習推進基本計画のイメージ図】



公共施設マネジメントの目標（基本目標）

① 施設の保有量の適正化

建築物施設については、施設の更新や新規整備に当たって、対象となる機能の必要性や、長期的な人口動向と市民ニーズの変化、施設配置、財政負担の状況などを踏まえながら、単なる統廃合等による保有量の削減ではなく、複合化や集約化、用途転換、民間施設の活用などの多様な検討を行うことにより、施設需要に見合った適正な保有量の維持を図ります。

② 施設の適正保有による質の向上

施設の計画的な保全を行い、長寿命化を進めるとともに、安全性の確保や機能性の向上を図ります。

③ 施設の管理運営の効率化

施設の管理運営コストの縮減に向けて、業務改善や官民連携手法の導入、既存ストック活用による財源確保などの検討を行い、管理運営の効率化を進めます。

④ 主要事業の進行管理による財政支出の平準化

厳しい財政状況の中で、財政的な持続可能性の確保に向けて、「施設分類ごとの管理に関する基本方針」における「主要事業」の進行管理により、財政支出の平準化を図ります。

施設分類ごとの管理に関する基本方針（図書館・公民館・地域交流施設）

【現状と課題】

- 中央図書館については、施設を取り巻く現状を踏まえ、市中部の新たな複合型公共施設への複合化を予定しています。
- 中央公民館は昭和49年度に建築され、築45年以上が経過しており、老朽化が進行しています。
- 中央公民館については、利用者の安全を確保しつつ、施設を取り巻く現状を踏まえ、市中部の新たな複合型公共施設への複合化を予定しています。

【基本的な方針】

- 市中部の中心市街地である新田辺駅、京田辺駅周辺において、文化ネットワークの中心拠点として、新たな複合型公共施設の整備を進めます。
- 新たな複合型公共施設の整備にあたっては、老朽化が進む中央公民館や中央図書館を含め、地域における他の施設整備と合わせて、市全体の公共施設マネジメントの観点から、各機能の複合化・集約化とあわせて、効率的・効果的な管理運営手法について、速やかに検討を進めます。

2 京田辺市の文化施設の現状と課題

複合型公共施設の主要文化機能として想定されている「文化ホール」、「中央公民館（生涯学習施設）」、「中央図書館」について、本市の現状はおおよそ以下のとおりです。

（１）文化ホール

本市には、音楽や演劇等の鑑賞に適した文化ホールがありません。そのため、文化ホールの整備に対する多くの要望があり、「著名なアーティスト等の興行を対象とする文化ホールが必要」というものから、「市民活動の発表の場のための文化ホールが必要」というものまで、幅広い意見がみられます。

【文化ホールに関する市民や市民文化活動団体の代表的な声】

大規模ホールを望む声	中小規模ホールを望む声	その他
➤ 音響設備が整い、著名なプロアーティストによるコンサートが行われる大規模な文化ホールへの要望があります。 ➤ 一方で、大阪や京都に容易にアクセスすることから興行利用の需要は少なく、大規模な文化ホールは多額の赤字の原因となるとの意見もみられます。	➤ 市民文化活動団体の利用規模は、300～400席程度の規模の利用が大半です。 ➤ また、1,000席規模の文化ホールの利用は、これまでと同様に近隣都市の文化ホールを使用することで対応可能です。	➤ 現行の3ヵ月前の施設予約だと、準備期間の確保が困難であり、ポスター製作等に制約が生じています。 ➤ コン서트等の当日だけでなく、リハーサルや事前練習等で連続した予約が必要となります。 ➤ 現在の中央公民館（大ホール）では、社会教育法の規定によりチケット販売ができません。

【参考】公民館は、社会教育法において以下のような規定があります。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

現在、多くの市民文化活動団体は、中央公民館や北部及び中部住民センターのホール（多目的な広間）、田辺中央体育館等を利用するほか、市から利用料金の助成を受けて音響設備が整った近隣都市の文化ホールで発表会や演奏会を行っています。

しかしながら、市外の文化ホールでの演奏会の場合、市民が気軽に鑑賞のために出かけることが難しいといった課題があります。

【市民文化活動団体が利用する近隣の主な文化ホール】

施設名	客席数	場所（最寄駅等）
八幡市文化センター 大ホール	1,220 席	八幡市 （バス停：八幡市役所前）
けいはんなプラザ メインホール	1,000 席	精華町 （バス停：けいはんなプラザ）
★京都市呉竹文化センター	600 席	京都市伏見区 （丹波橋駅）
アスピアやましろ グリーンホール	448 席	木津川市山城町 （棚倉駅）
京都府立文化芸術会館	419 席	京都市上京区 （バス停：府立医大病院前）
★文化パーク城陽 ふれあいホール	324 席 （最大 400 席）	城陽市 （寺田駅）
枚方市総合文化センター 小ホール	325 席	枚方市 （枚方市駅）
★秋篠音楽堂	306 席	奈良市 （大和西大寺駅）
★京田辺市商工会館 キララホール	180 席	京田辺市 （京田辺駅、新田辺駅）

★印の施設は、市民文化活動団体の利用頻度が高い文化ホール

(2) 中央公民館（生涯学習施設）

本市の生涯学習施設の中核施設である中央公民館は、昭和 49 年度（1974 年度）に建設され、築後 49 年を経過しており、老朽化が進行しています。また、利用上の制約や持続的な文化活動をする上で、運営面等に対して次のような現状と意見があります。

- 施設や設備の老朽化が進んでいます。
- エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題があります。
- サークル活動のための貸館としての利用が多く、市民が受講できる講座は市主催の講座が主となっています。
- 市民活動団体が市民向けに講座を行う場合、社会教育法に基づく施設であるため、原則として有料での開催は認められていません。
- 市主催の講座は初心者向けであり、ステップアップのための講座は提供されていません。
※ ステップアップのためには、中央公民館登録サークルへの入会が必要です。
- 登録サークルが会費を徴収して講師に謝礼を支払うことは可能ですが、社会教育法に基づく施設であるため、講師がレッスン料を徴収して講座を開催することは営利活動であるためできません。
- 市の文化活動の発展と人材育成に寄与する市展の開催においては、現状の中央公民館の大ホールでは会場のスペースに限りがあるため、出展数によっては全作品を展示できない状況となっています。

【中央公民館の現状】

施設の概要 敷地面積：6,969 m ² 延床面積：2,160 m ²		
1 階	第 1 研修室	収容人数 60 名。水道設備を備えている。
	調理室	40 名の料理実習が可能。
	大ホール	収容人数 450 名の多目的な広間。講演、映画、研修等多目的に利用可能。
	ロビー	利用者の交流と憩いの場等に利用可能。
	展示室	郷土資料を展示。
2 階	会議室	収容人数 16 名。
	第 2 研修室	収容人数 24 名。
	第 3・4 研修室	収容人数 60 名。スクリーンを備えている。暗幕が使用可能。
	和室	24 畳の和室と 6 畳の茶室。
	多目的ルーム	収容人数 90 名。
	プレイルーム	18 畳の和室で、研修や講座等の開催時に、幼児等の保育ができるように、おもちゃ等を備えている。

【参考】公民館は、社会教育法において以下のような規定があります。

社会教育法（抜粋）	
（公民館の運営方針）	
第 23 条 公民館は、次の行為を行ってはならない。	
一	もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

(3) 中央図書館

本市の中央図書館は、J R京田辺駅の近くに位置し、多くの利用者があり、人口規模が同等の地方自治体の図書館の中では貸出冊数は非常に多いですが、次のような課題もみられます。

- 閉架書庫が2階にあるなど職員の負担が大きく、レファレンス（利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務）をはじめ窓口サービスに支障をきたしています。
- 2階にある集会室の利用にあたり、エレベーターが車椅子対応の規格を充足しておらず、バリアフリー上の課題があります。
- 現在の図書館では、「くつろいだ閲覧」や「自習」、「図書を媒体とした談笑や交流」、「グループ学習」といった新たな時代のニーズへの対応が難しい状況にあります。

【中央図書館の現状】

施設の概要 敷地面積：4,160 m ² 延床面積：2,649 m ²		
1 階	開架室	約 8 万冊の本、雑誌、視聴覚資料等を配架。映像ブースを設置。
	おはなし室	定期的におはなし会を開催。
	対面朗読室	障がいのある方に朗読を実施。
	ギャラリー	美術工芸等創作活動の発表の場として利用可能。
	移動図書館車庫	約 3,200 冊の本等を積載。
2 階	集会室	収容人数 100 名。各種視聴覚機器を備える。
	会議室	収容人数 20 名。
	閉架書庫	約 15 万冊の資料を収納。
地下	倉庫	

3 市民ニーズ

これまで実施してきた文化施設に関する市民ニーズ・意向に関する調査、また本基本構想の検討にあたって市民の方々と共に重ねてきた議論から、市民ニーズはおよそ次の3点に整理することができます。

(1) 市民が使いやすい文化施設の整備

市民の文化活動で最もネックになっているのは、「時間がない」、「身近なところに鑑賞できるところがない」、「きっかけがつかめない」の3つの要素です。

その解消には、ワークライフバランスや子育て支援、高齢者の社会参加の促進など多様で総合的な対応が必要です。しかし、前提として、こうした市民の文化ニーズ・意向に対応する基盤（インフラ）の整備が必要であり、市民のニーズ・意向に対応した文化施設の整備を推進しなくてはなりません。

また、単にハード面だけではなく、使いやすさや、市民の文化活動を支えるサービスや運営体制が整っているといった、ソフト面の充実も大切です。ハード・ソフト両面の条件が整った「市民が使いやすい文化施設」が求められています。

(2) 身近なところで文化活動ができ、文化に触れあうことができるように

市民のニーズ・意向は、生活の中に、身近なところに、自分たちの文化活動の場として公共の手で文化施設を整備すべきということです。それによって、気軽に文化活動ができ、高齢者から若者・子どもたちまで世代を超えて、それぞれの志向やライフスタイルに応じて、学習・創作から鑑賞まで、生活に役立つものから教養的・趣味的なものまで様々な形や分野の文化芸術に触れる機会が増えます。

また、複合施設となることで、文化活動の場が文化活動団体をはじめとする様々な活動団体の交流の場となり、市民の活動全体がより活性化することにつながります。

新しい文化施設の整備は、文化を市民の身近なものとしていく条件づくりの一つであることが求められています。

（３）文化の「地産地消」（自分たちが文化を創り出し、それを楽しむ）の場づくり

整備する文化施設は、市民の利用を基本として、使いやすい規模・内容が求められ、市民にとって身近な施設であることが求められています。例えば、文化活動団体等からは、老朽化した中央公民館の建て替えをベースにそのグレードアップ、機能の向上（例えば付属設備等の充実、バリアフリー化など）を望む声が出ています。また市内在住の演奏家・団体からは、コンパクトであっても質の高い施設が望まれています。図書館の利用者からは、静かに本を読んだり学んだりするスペースから、みんなで語り合えるようなスペースまで、多様な利用に対応できる施設と運営が求められています。子育て世代からは、子育て世代が文化活動に参加できるハード・ソフト両面での条件整備が求められています。

さらにプロ・セミプロからアマチュア・市民まで、自分たちが創り出すものを、みんなで身近なところで楽しむことができるようにしたいという、いわば「地産・地消の文化活動、文化創造の場であり、文化の循環の場」であることがこの施設には求められています。

いずれもそれぞれの身近なところで文化活動・文化創造ができるハード・ソフト両面での条件整備が必要だという考え方です。これを実現していくために、ハード面と運営面などのソフト面でも様々な工夫をこらし、複合施設であるメリットを生かしていくことが求められています。

4 文化活動団体の活動状況

市民の文化活動団体としては、制作活動分野では、絵画や写真、彫刻、陶芸・工芸、料理・菓子作り、書道などの活動が、パフォーマンス分野では、音楽（演奏）やコーラス（合唱）・声楽、舞踏・ダンスなどの文化活動を行っている団体があり、プロの音楽家によるオーケストラも結成されています。

制作活動分野では、中央図書館のギャラリー等において頻繁に作品展が開催されています。

パフォーマンス分野では、中央公民館の大ホールや市外の文化ホールでの演奏会、市内の商業施設等での身近なコンサートが開催されています。また、演奏会を通じた学校教育や他都市との交流、次世代の子どもたちの育成が行われています。

（１）中央図書館のギャラリーでの作品展の開催



（２）中央公民館の大ホールや市外の文化ホールでの演奏会等の開催



(3) 市内の商業施設等での身近なコンサートの開催



(4) 次世代の子どもの育成、演奏会を通じた学校教育や他都市との交流



■ II 京田辺市複合型公共施設整備基本構想

1 京田辺市にふさわしい複合型公共施設のあり方

(1) 複合型公共施設整備のコンセプトと方向性

文化ホールや中央公民館、中央図書館を複合化することにより、個々の施設における機能を超えて、様々な文化活動が“つながり”“ひろがる”広場のような新しい文化空間として機能し、新たに文化活動が生まれるなど、本市の持続的な文化活動の発展に寄与する施設を目指し、施設整備のコンセプトを『みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場』とします。

また、いつでも誰でも日常的に文化を楽しむことができるよう「市民」や「暮らし」と「文化」をつなぐ機能を持ち、真に価値ある地域資源となっていく施設とするとともに、文化活動拠点として「文化」が「まちづくり」へとひろがる施設整備を進め、「誰でもいつでも気軽に文化に触れ、活動できる環境づくり」の中心的役割を果たす施設として整備していきます。

コンセプト：みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場

【整備の方向性】

- 誰でも文化を楽しむことができる「“市民”と“文化”をつなぐ施設」
- 日常的に文化を楽しむことができる「“暮らし”と“文化”をつなぐ施設」
- 文化でまちを彩る「“文化”が“まちづくり”へとひろがる施設」



(2) 施設の複合化及び連携の考え方

市民の文化に対するニーズは多様であり、新しい文化施設はそれに対応して多様な文化機能を持つことが求められます。この「多様性」とは、施設や設備だけではなく、運営面や利用のされ方なども含むものです。さらに、市民が利用しやすいアクセスを確保することや、文化施設そのものに賑わいがあることなども求められます。

1) 中央公民館と中央図書館の再整備と文化ホールの新設による文化機能の充実

既存の中央公民館と中央図書館を移転するにあたり、それぞれの機能をより充実したものとして再整備するとともに、文化ホールを新設し、市民の多様な文化ニーズへ対応できる施設とします。

2) 事業の連携や多様な文化活動の交流等を通じた複合化のメリットを活かした施設運営

各々の文化機能については、その運営において専門性や独自性を確保しつつ、市民ニーズに合った柔軟な運営を行っていきます。

さらに、施設を複合化することで、これまでの単独施設だけでは実現できなかった連携・協働によって、より市民に身近で、地域にとって意義深い事業や施設のあり方を追求していきます。

3) 訪れた人々の新たな発見や出会い、交流と各機能の融合による新たな文化活動の創造

文化機能を複合化することにより、訪れた市民は、施設やサービスをいろいろな形で利活用することができます。

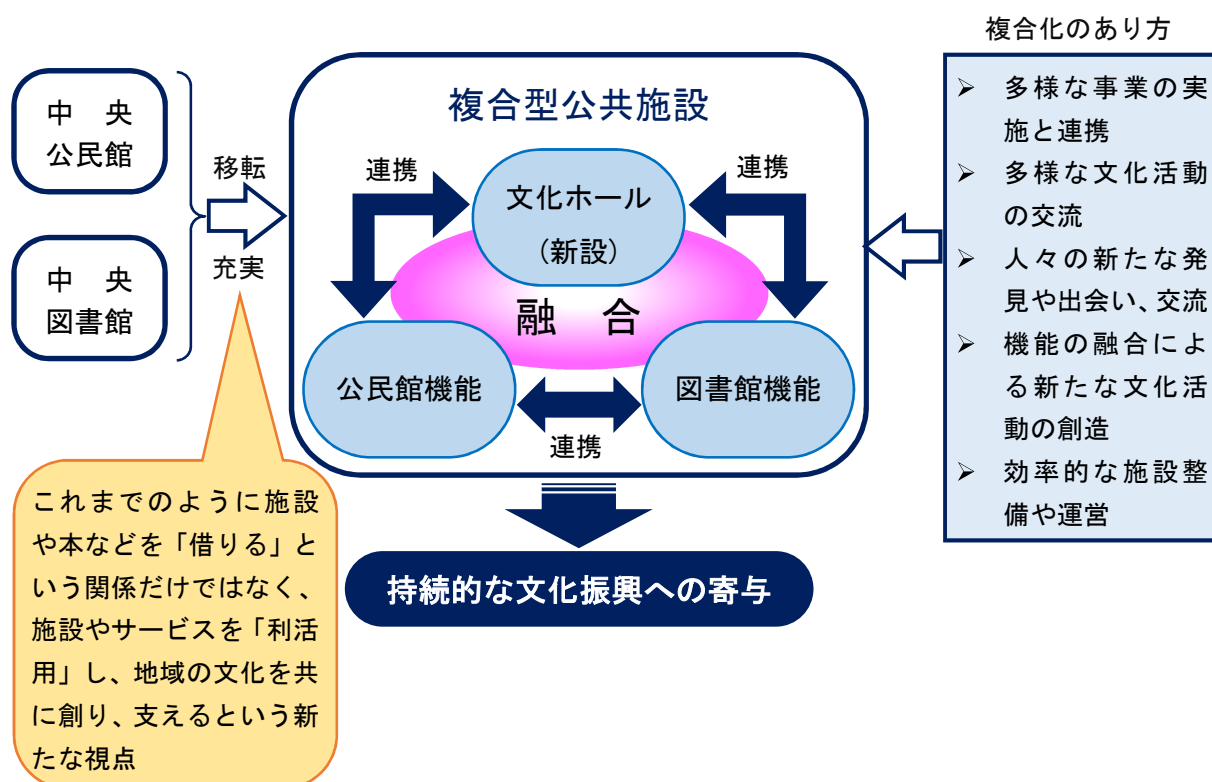
また、新たな発見や出会い、交流の場となり、地域の文化を共に創っていく、支えていくという地域の新しい文化の風土が生まれることが期待され、それぞれの機能が融合することで、新たな文化活動の創造に資する施設として、持続的な文化振興を図ります。

4) 複合化による施設の有効利用と整備運営に係るコストの削減

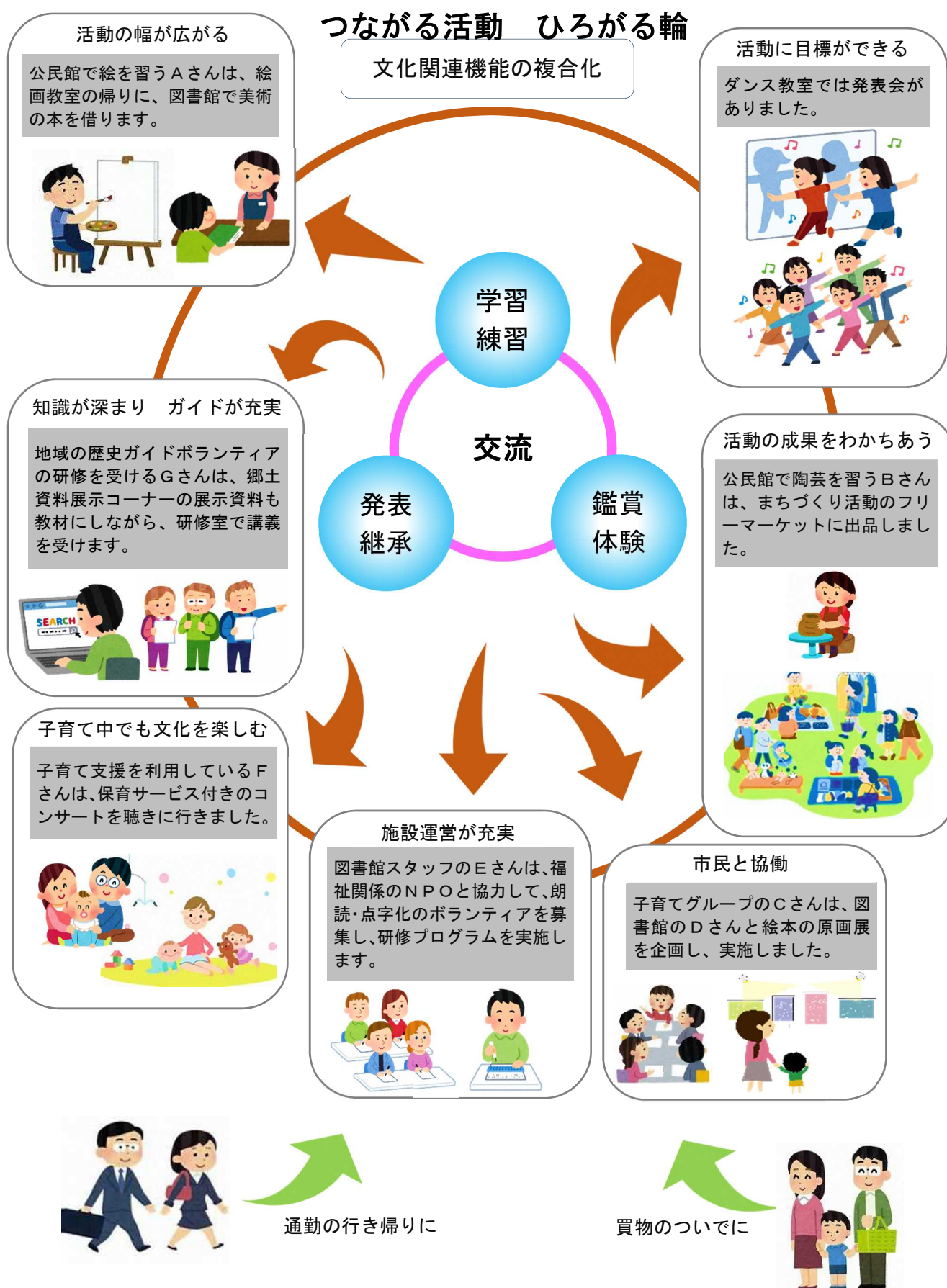
空間や諸室をできる限り共有し、施設の有効利用や施設整備・運営にかかるコストの効率化を図ります。また、運営で統合できるところは統合し、ハード・ソフト両面で効率的な整備・運営を図っていきます。

【機能の複合化・事業の連携の考え方】

- 中央公民館と中央図書館の移転・再整備に伴う機能の充実
- 事業の連携や多様な文化活動の交流など、複合化のメリットを活かした施設運営
- 訪れた人々の新たな発見や出会い、交流と各機能の融合による新たな文化活動の創造
- 複合化による有効利用（諸室の共有化）と整備・運営に係るコスト削減



【複合型公共施設が生み出す 新しい文化のかたち】



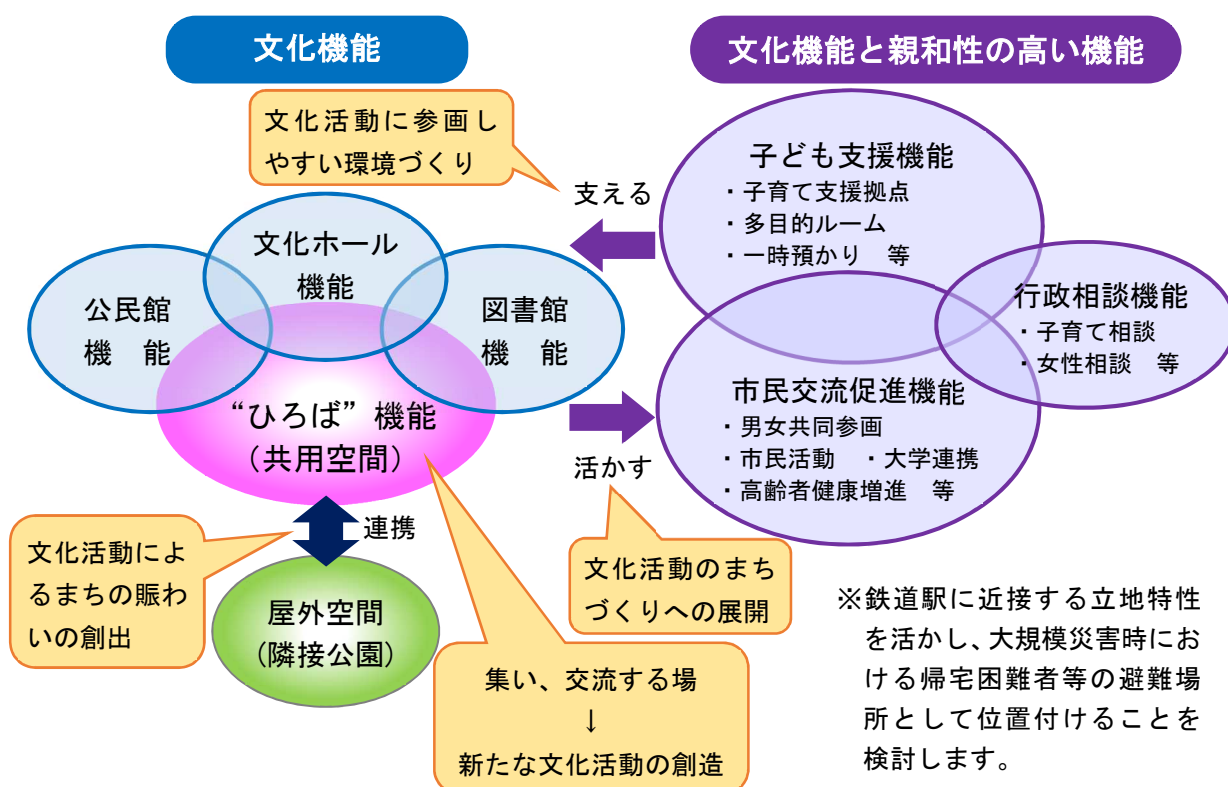
(3) 複合型公共施設の構成

文化ホールや公民館、図書館の各機能を強化するとともに、市民による文化活動の活性化や新たな文化活動の創造に向けて、文化機能の複合化によるメリットを最大限に生かし、共用空間に市民の集いや交流の場となる“ひろば”としての機能を位置付けます。さらに、隣接する公園を含む屋外空間と一体的な利活用を可能とすることで、まちの賑わいの創出につながる文化活動を可能とします。

また、文化機能と親和性に高い関連機能として、「子ども支援機能」を設けることで子育て世代でも文化活動に参画しやすい環境づくりを行うとともに、「市民交流促進機能」を設けることで文化活動の市民活動やまちづくりへの展開を図ります。

さらに、「子ども支援機能」や「市民交流促進機能」の一部として「行政相談機能」を併設するとともに、鉄道駅に近接する立地特性を活かし、大規模災害時における帰宅困難者等の避難場所として位置付けることを検討します。

- 施設を訪れた市民がいつでも、集い、交流することで新たな文化活動が創造される「“ひろば”として機能する共用空間（ロビー等）」
- 子ども支援機能の併設による「誰もが文化活動に参画しやすい環境づくり」
- 市民交流促進機能の併設による「文化活動のまちづくりへの展開」
- 子ども支援機能や市民交流促進機能に付随した「行政相談機能」の併設
- 屋外空間（隣接公園）との一体的なイベント等による「まちの賑わいの創出」



2 複合型公共施設の整備イメージ

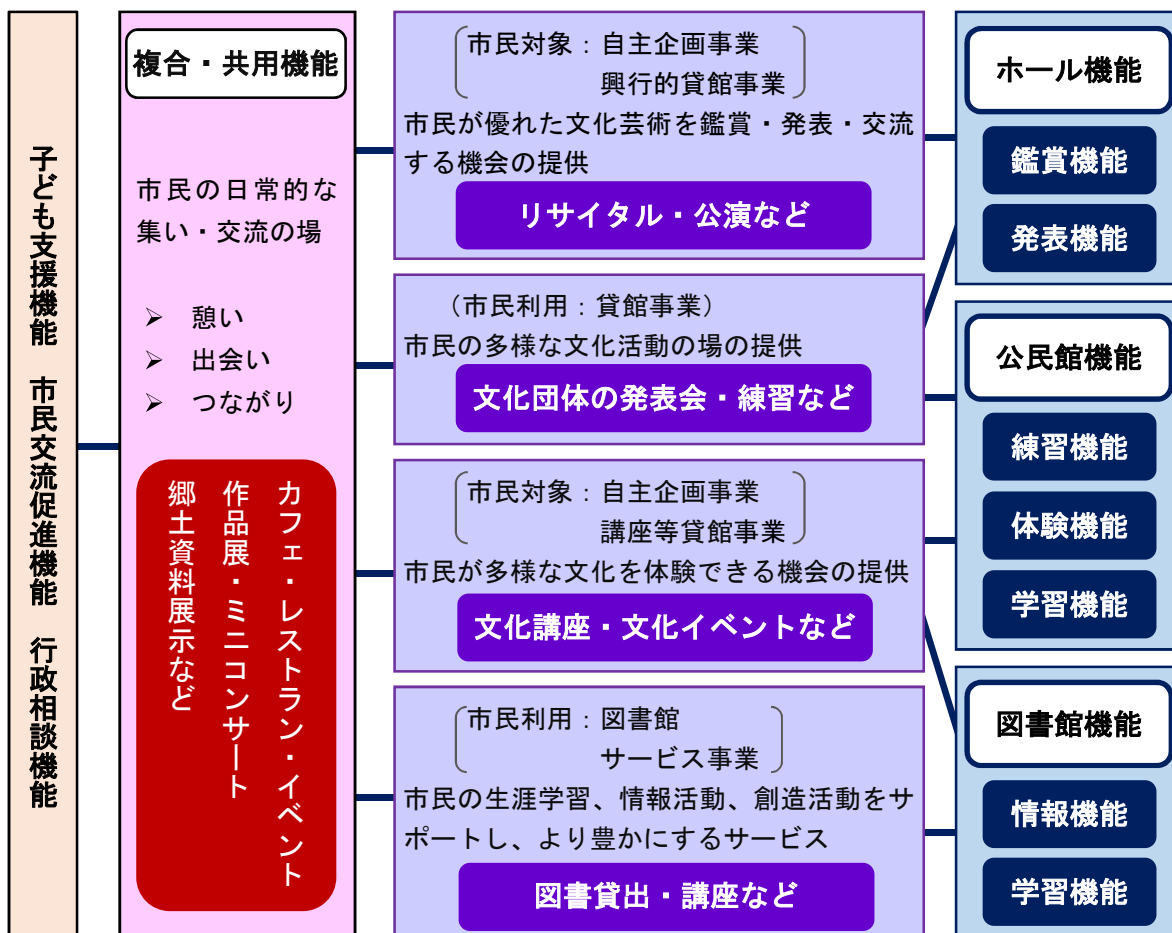
(1) 事業と施設機能

新しい複合型公共施設で行われる事業は、自主企画事業や興行的貸館事業である「リサイタルや公演など」、貸館事業である「文化団体の発表会・練習など」、自主企画事業である「文化講座・文化イベントなど」、図書館サービス事業である「図書貸出・講座など」の4つに区分できます。

そして、これらの事業とそれぞれの文化機能との関係は、「鑑賞・発表機能(主としてホール機能)」、「練習・体験・学習機能(主として公民館機能、一部図書館機能)」、「学習・情報機能(主として図書館機能)」となります。

また、子ども支援機能や市民交流促進機能等を設けることで、これらの事業に参画しやすい環境づくりとともに、市民活動やまちづくりへの展開を目指します。

さらに、ロビーなどの共用機能は、市民の日常的な集い・交流の場として、カフェなどの憩いの場や新たな文化活動・市民活動のスペースとしての機能を加え、各文化機能が融合された複合・共用機能とします。例えば、図書館に本を借りに来た人が文化ホールの催し物の情報に接するなど、訪れた市民が、いろいろな文化情報・活動や地域情報・活動に接することができるようにします。



(2) 文化ホールの整備イメージ

～ 多目的な利用に対応する文化ホール ～

- 市民文化活動団体によるコンサートや発表会を主な利用と捉え、客席数は400～600席とします。

- 車椅子席や乳幼児連れで鑑賞可能な客席を設けます。

- リサイタルや室内楽、管弦楽、吹奏楽、合唱、ダンス、バレエ、演劇など、多目的な利用に対応するため、舞台の大きさや照明、音響設備、可変式の反響板（音響反射板）等の設備の設置を検討します。

- 舞台の裏や脇に楽屋を設置するとともに、表（客席）と裏（演者）の動線を明確に分離し、利用しやすい機材の搬出入スペースや経路を確保します。

- コン서트や発表会だけでなく、芸術作品の展示やダンス等の多目的な利用への対応を検討します。

【親子席のイメージ】



客席後方に壁で仕切られた空間

【可動式の客席のイメージ】



コンサートや発表会時

スターツおおたかの森ホール
(千葉県流山市)

客席数 506 席

1F 移動観覧席 280 席、可動席 58 席、
車椅子席 4 席

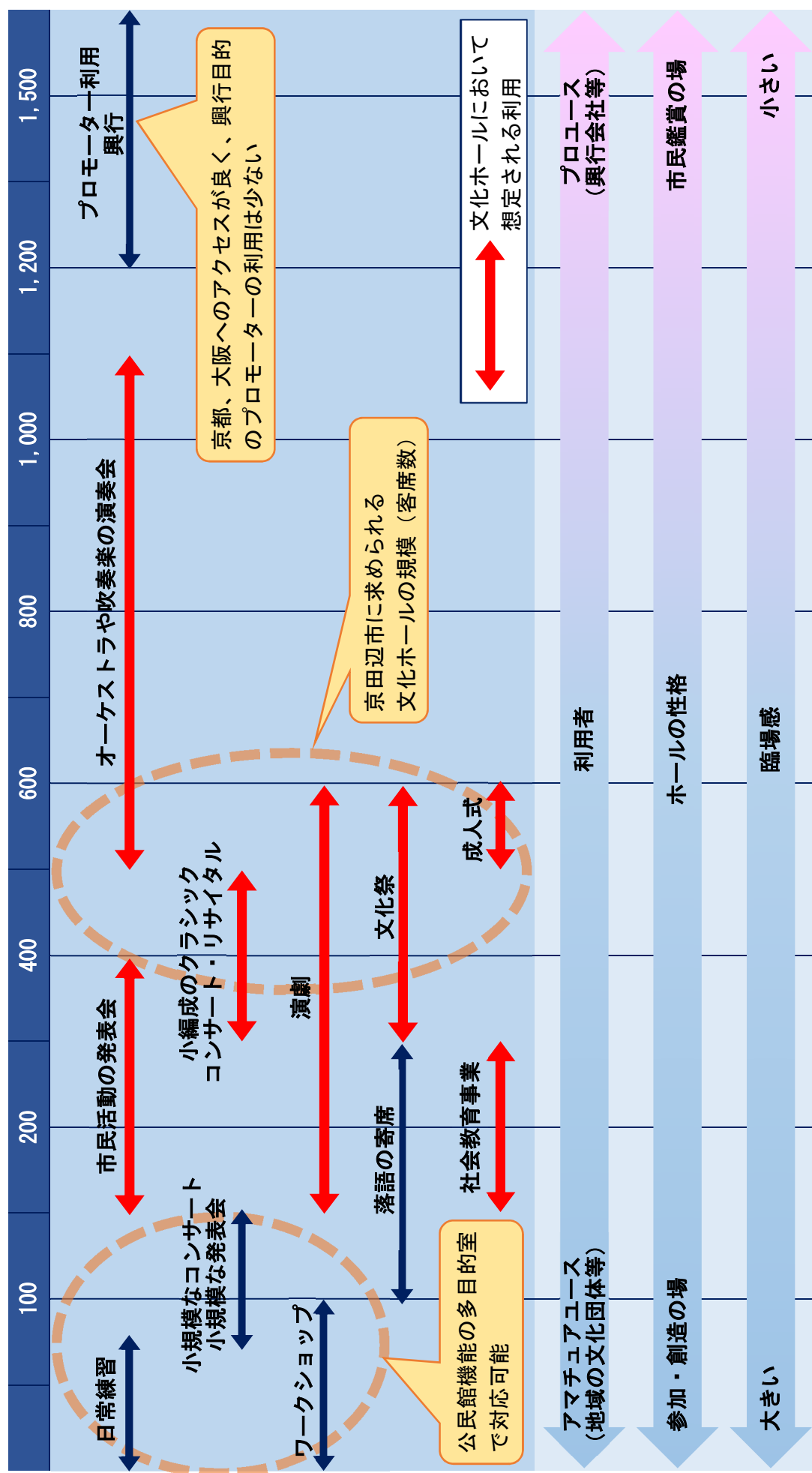
2F 固定席 156 席、
多目的室（親子席）4 席×2



1F の移動観覧席及び可動席を収納し、平土間となった状況

芸術作品の展示やダンス等の利用時

【ホール規模（客席数）の検討】



(3) 公民館の整備イメージ

～ 多様な文化活動に対応する公民館機能 ～

- 市民の文化活動拠点として、美術・工芸、音楽、ダンス、書道・茶道・生け花、料理など多様な市民の文化活動に対応した施設とします。
- 会議室（研修室・集会室）は、間仕切りにより規模の変更を可能とするとともに、視聴覚資機材等の設備を設置します。
- 音楽やダンス、バレエ等の練習やリハーサル等とともに、小規模なコンサートや発表会等、多様な利用へ対応する多目的室を設置します。

【多目的室の利用イメージ】



リハーサル・練習



ダンスレッスン



小規模なコンサート・発表会

(4) 図書館の整備イメージ

～ 多様なニーズへの対応 ～

- 従来の閲覧スペースに加え、くつろいで読書が可能なスペースや子どもに読み聞かせが行える親子向け読書スペースなど多様な閲覧スペースを設置します。
- 自習やグループ学習、コワーキングといったニーズへの対応を行います。
- 職員の動線に配慮した閉架書庫と搬入・荷捌きスペースを設けます。

【施設のイメージ】



カフェと一体となった読書スペース(ロビー)



親子向けの読書スペース



グループ学習が可能な閲覧スペース



自習やコワーキングのためのスペース

（５）複合・共有スペースとしてのロビーの整備イメージ

“憩いの場”としてのサードプレイスから“つながり”により
文化活動が創造されるフォースプレイスとしての「ひろば」

- 複合化される施設のシンボリックなスペースとして、目的や機能をあえて設定しない新たな文化スペース（フリースペース）として位置付け、ジャンルに限定されない多彩な活動・事業ができるようにします。
- 公民館機能・図書館機能、文化ホール機能からの事業の「にじみ出し」（例えば発表・交流事業など）の場にもなり、展示活動やコンサートといった事業のスペースとして活用されることにより、訪れた市民の新たな文化への出会いや発見の場となります。
- 屋外（外構や隣接する公園）とつながることで、文化イベントとマルシェやフリーマーケットなどが一体となった賑わいの創出を目指します。



ロビーでの出会いと交流



ロビーコンサートによる音楽とのふれあい



ロビーでの作品展示による絵画等とのふれあい



クラフト作品の販売やワークショップへの参画



屋外でのイベントとの連携

【参考：新しいかたちの文化施設】

■「創り手と受け手」の関係をこえて

文化・芸術はこれまで「創造者(創り手)」と「鑑賞者(受け手)」という関係が強く出ていました。しかしこれからは、創り手と受け手が一体となって、場を共有する、あるいは1つの体験を共有することで、そこに新しい創造の空間が現れるようにする、という“協創空間”の考え方が出てきています。これは、文化・芸術の「創り手・受け手」の関係や文化施設における「見る・見られる」といった関係のような、これまでの一方通行的なものを越えた関係を可能にする場・システム——“協創空間”を創ろうとする動きです。

本計画の複合的な空間とは、単にオープンスペースを指すものではなく、複合施設の中のこのような“協創空間”を指すものであって、自由なオープンスペースでもあり、機能をもった施設でもあり、その両方でもあります。

■フォースプレイスとしての複合型公共施設

自宅・家庭がファーストプレイス、職場や学校がセカンドプレイスであるのに対して、コミュニティの中で、個人として居心地のいい場所がサードプレイスと呼ばれます。具体的にはカフェや公園などです。文化施設では、いくつかの図書館がサードプレイス化し、注目され、実際に高い集客性を獲得しています。

そして最近では、このような個人にとって居心地のいいサードプレイスに対して、コミュニティの中で、再び他者とのつながり・絆が感じられる場所として、フォースプレイスが称されるようになりました。人と人のつながりや、創造の主役は一部のアーティストだけではなく「市民」や「地域の人々」でもあるという考え方がそこにはあります。

わが国では、東日本大震災がこうした考え方の1つの大きな契機となっています。改めて地域の伝統的な祭りや行事・芸能、さらにアートがもつパワーや価値が見いだされたのもこの時です。

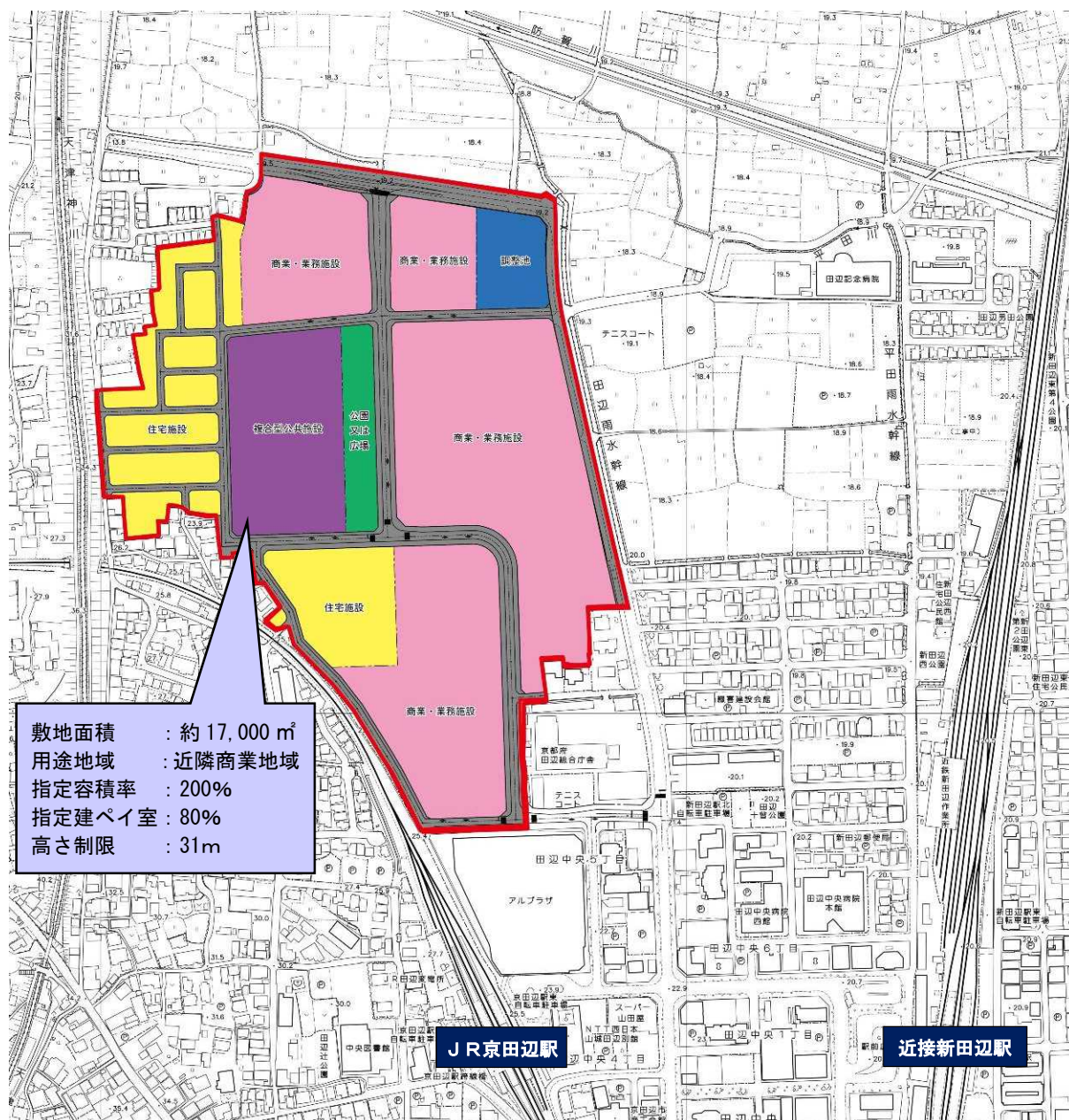
このような社会的なトレンドの中で、文化施設は、文化・芸術的な新しい公共の価値を生み出す場として注目することができます。フォースプレイスとして本市の複合型公共施設を位置づけ、文化とまちの協創空間として展開し、複合型文化施設をフォースプレイス化していくというのが、本計画の考え方の基軸となっています。

われわれは、サードプレイス的な居住まいを「賑わい」と捉えがちですが、本計画では、これにフォースプレイス的な居住まいを加えて、文化そのものが賑わいを生み出すような場のあり方、文化とまち（地域）の新しいあり方を追求していきます。

(6) 想定される敷地と施設の規模

複合型公共施設の敷地については、J R京田辺駅の北側で事業中の田辺北土地区画整理事業区域で設けられる保留地のうち約 17,000 m²を想定しています。

また、建物については、延床面積 10,000 m²程度を想定していますが、今後、基本計画の策定過程において詳細な検討を進めていくこととなります。



【想定される施設の規模】

項 目			面 積	備 考
建物	床面積	文化ホール	約 1,500 m ²	400～600 席 (楽屋、備品庫、搬入スペースを含む)
		公民館機能	約 1,500 m ²	現状 2,160 m ² (大ホール、ロビーを含む)
		図書館機能	約 3,000 m ²	現状 2,649 m ² (集会室・会議室を含む)
		共用機能	約 1,000 m ²	ロビー等
		併設機能	約 1,000 m ²	子ども支援機能 市民交流促進機能 行政相談機能
		管理機能	約 2,000 m ²	事務所、機械室等
	延べ床面積 計		約 10,000 m ²	
	建築面積		約 5,000～7,000 m ²	階数：3 階建程度
外構等	駐車場		約 6,000 m ²	約 200 台
	バックヤード		約 1,500～2,000 m ²	
	外構		約 3,000 m ²	隣接して約 5,000 m ² の公園あり
敷地	敷地面積		約 17,000 m ²	

※表中の建物や外構等の面積は現時点での想定であり、今後、基本計画の策定過程において詳細な検討を進めていきます。



3 管理運営と事業手法

(1) 運営に関する考え方

- 新しい複合型公共施設については、文化ホールや公民館（生涯学習施設）、図書館のそれぞれの専門的機能を発揮する運営とともに、施設間の連携を図った事業の実施など、文化機能の複合化の特色を発揮できる運営が必要です。
- また、この複合型公共施設は、京田辺市における市民の文化活動の拠点となる施設であり、市民が利用しやすい運営はもちろんのこと、市民が文化活動をはじめきっかけづくりなどの運営面の工夫が重要です。公民館のような社会教育施設の運営と市民ニーズとの間のギャップを解消し、市民の主体的な文化活動への取り組みを支援することが求められるため、コーディネーター的な役割を担う人材の配置を検討します。
- さらに、京田辺市における持続的な文化振興に寄与する施設とするためには、単なる施設の管理運営にとどまらず、地域文化を支える体制や仕組みを整え、「文化の地産地消」や「施設のフォースプレイス化」に向けた施設運営のあり方を検討していきます。

【施設運営の視点と想定される事業内容】

施設運営の視点	事業内容
①地域の文化振興への寄与	文化活動の成果を活かして、文化事業を企画し、実施したいと考える人々や団体の事業実現の支援
	アウトリーチ活動をしたい個人や団体と芸術文化活動の出張サービスを求める団体や施設とのマッチング
②文化活動団体等と連携した文化振興	地域の文化活動団体によるコンサート等のイベントの開催（チケットの販売の可否についても要検討）
	文化活動の成果を活かした教室や講座の開催（受講料の徴収の可否についても要検討）
③文化を通じた賑わいの創出	施設の稼働率の向上のため、貸館だけではなく、コンサート等の主催事業の積極的な開催
	隣接した公園（屋外空間）でのマルシェ等のイベントと文化活動の融合

(2) 事業手法

- 事業手法については、「施設建設（ハード）」に関する取組みと「管理運営（ソフト）」に関する2つの側面があります。
- 「施設建設（ハード）」については、設計業務と工事を仕様発注により分割発注する従来方式に加えて、設計業務と工事を性能発注により一括発注する方式「DB」、「DBO」や民間が施設整備に係る資金調達を行う方式「PFI」があります。
- また、一括発注方式の「DBO」や「PFI」では、業務の範囲に施設整備だけでなく、管理運営も含まれます。
- 新たな複合型公共施設について文化機能の複合化のメリットを最大限発揮するためには、それぞれの文化機能の専門性ととも、文化ホールや公民館機能、図書館機能の各機能の連携を図った施設運営を行うことが大切です。
- このため、今後、基本計画の検討とあわせて、施設建設だけでなく、施設の管理運営も含めて、民間活力の導入を検討していきます。
- なお、施設の建設資金の調達については、民間の資金調達や補助金の活用等、より財政負担の小さい手法を検討します。

【事業手法の比較】

事業方式		業務範囲				施設 所有	発注形態	契約形態
		設計	施工	管理 運営	資金 調達			
従来方式		市	市	※	市	市	仕様発注	市
		民間	民間	※	市	市	性能発注 一括発注 (設計・施工)	包括
一括発注 方式	DB	民間	民間	民間	市	市	性能発注 一括発注	長期包括 (別契約)
		民間	民間	民間	民間	市	性能発注 一括発注	長期包括
PFI 方式	BTO	民間	民間	民間	民間	市	性能発注 一括発注	長期包括
	BOT	民間	民間	民間	民間	民間	性能発注 一括発注	長期包括

※別途、指定管理者業務の導入を検討

(3) 管理運営に関する事業類型

- 民間活力の導入を行う場合、民間事業者の創意工夫を施設の運営に活かすためには、独立採算型とサービス購入型を合わせたミックス型が望ましいと考えられます。
- また、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮するためには、収益事業としてのコンサート等の自主事業の開催や貸館において利用者がチケット販売や受講料等を徴収可能とすることが求められ、社会教育法に規定する「公民館」としての位置づけを行わない施設とすることの検討が必要です。

【事業類型】

種別	概要	評価	
独立採算型	民間事業者がコンサートや講座・教室等の自主事業の収益及び貸館の利用料で施設の整備費の回収や運営・維持管理を行う方式。	興行目的ではない文化施設では成立しない。	×
サービス購入型	民間事業者が行う文化施設の整備や運営・維持管理の対価をサービス購入料として市が民間事業者へ支払う方式。	民間事業者にとっては事業が安定するためリスクは小さいが、一方で民間事業者の創意工夫が発揮されづらい。	△
ミックス型	独立採算型とサービス購入型を組み合わせた方式で、施設の整備費は市のサービス購入費で、運営や維持管理は市のサービス購入費に加えて自主事業の収益や貸館の利用料で賄う方式。	民間事業者の創意工夫により民間事業者の収益と市民への文化サービスの向上が期待される。	○

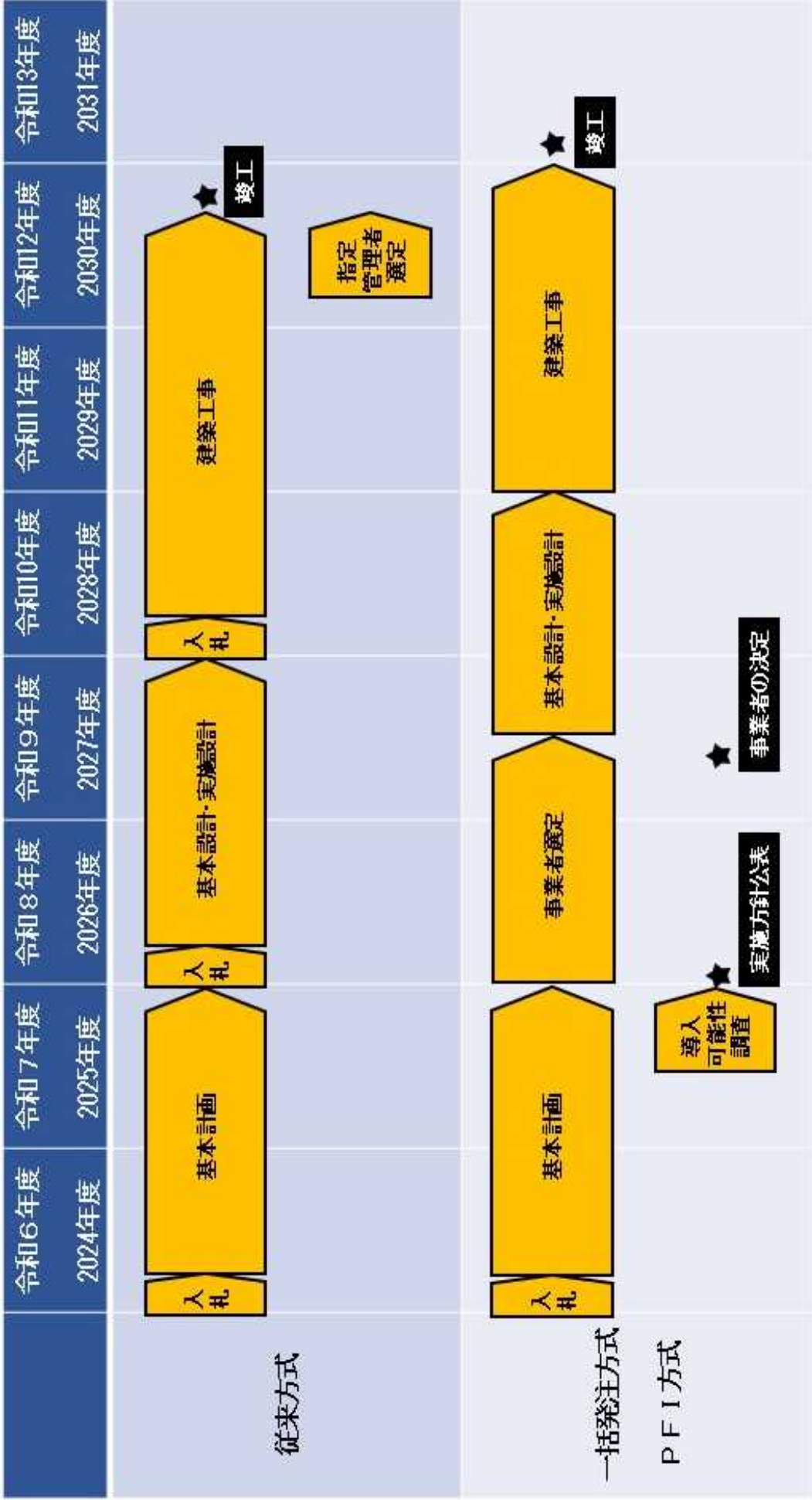
4 スケジュール

具体的な手順や施設整備に要する期間は、民間活力の導入を図るか否か、またどのような民間活力の導入方式をとるかによって変わります。ここでは民間活力を導入する場合と導入しない場合の2つのパターンを提示します。

なお、このスケジュールは一般的な事例をもとに作成したものであり、今後、基本計画の策定とあわせて、事業手法とともにスケジュールについても詳細な検討を行うこととなります。

また、複合型公共施設については、田辺北土地区画整理事業で生み出される保留地での整備を想定していることから、施設整備にあたっては土地区画整理事業の進捗と整合を図る必要があります。

【スケジュール】



※ 一般的なスケジュールを示すものであり、今後詳細な検討や土地区画整理事業の進捗との整合を図る中で変更となることがあります。

5 今後の課題

今後、複合型公共施設の整備に向けて基本計画や建物等の設計を行うこととなりますが、あわせて以下のような課題について検討することが必要です。

- 複合型公共施設の整備用地は、田辺北土地区画整理事業で生み出される保留地を想定していることから、用地の確保や建築着工時期など施設整備のスケジュールについて土地区画整理事業の進捗と整合を図る必要があります。
- 効率的かつ持続的な施設運営を行っていくためには、施設で提供されるサービスや文化活動を踏まえた施設整備が求められることから、建物の計画や設計段階から施設の運営を担う者が参画できる仕組みが必要です。また、施設運営の担い手として、文化活動に携わる地域の人材や団体が参画できる仕組みづくりについても検討します。
- 施設の運営にあたり、受益者負担のあり方について検討を行うとともに、施設を利用して市民へ文化サービスを提供する人や団体がチケット販売や受講料の徴収を行うことについて、社会教育法に規定される公民館の位置づけとの整理も必要です。また、ネーミングライツの導入等の施設運営費の確保に向けて検討を進めます。
- 施設の運営にあたり、隣接する公園との一体的な利用を可能とし、文化活動と関連したイベントやマルシェ等の開催による賑わいの創出が想定されますが、さらに文化活動をまちづくりへ展開していくためには周辺の商業施設等との連携が必要であることから、複合型公共施設の運営も含めた「まちのエリアマネジメント」が求められます。
- ゼロ・カーボンシティの実現に向けて、ZEB Ready 以上の建築物を目指し、高断熱化や省エネルギー設備機器の導入等に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入を検討するなど、環境負荷の軽減を図ります。
- 建設費のローコスト化や建物完成後の効率的な維持管理も視野に入れた施設整備を検討するとともに、財源確保のため、より有利な補助金の活用を図ります。また、施設整備だけでなく、維持管理や運営面も含めたライフサイクルコストの観点も踏まえて、民間活力の導入を検討します。
- 障がいのある人、子どもから高齢者まで、誰もが安全で快適に利用できるようユニバーサルデザインの観点に立った施設整備を行います。また、景観や地域の特性に配慮した建物となるよう勾配屋根の設置や京都府産木材の利用等について検討します。

参考資料：策定の経緯

1 京田辺市複合型公共施設整備基本構想検討懇話会

実施日	相手先	内容
令和5年 9月7日	第1回 京田辺市複合型公共施設整備基本構想検討懇話会	複合型公共施設のあり方について
令和5年 12月15日	第2回 京田辺市複合型公共施設整備基本構想検討懇話会	複合型公共施設整備イメージについて
令和6年 3月18日	第3回 京田辺市複合型公共施設整備基本構想検討懇話会	複合型公共施設整備基本構想案について

2 庁内調整

実施日	会議名称	内容
令和6年 1月25日	令和5年度 第6回公共施設マネジメント推進会議	併設施設の検討 公民館の取扱いの検討
令和6年 2月8日	令和6年度 第7回公共施設マネジメント推進会議	併設施設の検討 公民館の取扱いの検討
令和6年 2月19日	経営会議	基本構想（案）の報告 意見聴取
令和6年 2月20日 ～ 2月28日	各部政策推進室へ基本構想（案）の照会	意見聴取

3 市議会への報告

実施日	会議名称	内容
令和6年 3月6日	市議会総務常任委員協議会	基本構想（案）の報告

4 パブリックコメント

実施日	内容
令和6年 3月18日 ～ 4月16日	基本構想（案）に対するパブリックコメント

5 市民・文化活動団体への施設整備に係るヒアリング調査

実施日	相手先	内容
令和3年 8月25日	NPO 法人京田辺音楽家協会	文化ホールに係る利用 実態と施設整備に係る 意向調査
令和3年 9月4日	一般社団法人京田辺市文化協会	
令和3年 11月12日	令和3年度 第2回京田辺市立図書館協議会	基本構想作成に向けた 取り組み状況の報告
令和3年 11月15日	令和3年度 第2回京田辺市社会教育委員会議	
令和5年 7月8日	中期まちづくりプラン策定に係るワークショップ	基本構想作成に向けた 意見交換会
令和5年 8月29日	京田辺の図書館を学ぶ会 (中央図書館登録サークル)	
令和5年 10月6日	令和5年度 第2回京田辺市立図書館協議会	基本構想作成に向けた 取り組み状況の報告
令和5年 11月13日	第31回 市民みらいミーティング	基本構想作成に向けた 意見交換会
令和5年 11月17日	令和5年度 第2回京田辺市生涯学習推進協議会	基本構想作成に向けた 取り組み状況の報告

6 他都市の文化施設へのヒアリング調査

実施日	施設名称	施設概要	内容
令和3年 11月18日	平群町 総合文化センター	複合型公共施設（文化ホール・公民館・図書館）	・文化施設の複合化 ・隣接する広場の活用
令和3年 11月24日	堺市民 文化芸術ホール （フェニーチェ堺）	文化ホール	・隣接する都市公園の活用 ・賑わい集客のための民間施設（レストラン）の併設
令和3年 12月21日	京都市 呉竹文化センター	文化ホール	・地元の市民文化活動団体を活用した施設運営

7 施設整備・運営に係るプレ・マーケットサウンディング調査

実施日	相手先	内容
令和5年 1月31日	A社 （他都市の文化ホールの指定管理業務受託者）	文化ホールの運営に係る意見聴取
令和5年 2月8日	B社 （他都市の文化ホールの指定管理業務受託者）	
令和5年 2月8日	C社 （他都市の図書館の指定管理業務受託者）	図書館の運営に係る意見聴取
令和5年 2月21日	D社 （他都市の図書館の指定管理業務受託者）	
令和5年 2月10日	E社 （他都市の文化施設整備に係る官民連携事業の代表企業）	施設整備・維持管理に係る意見聴取
令和5年 3月7日	F社 （他都市の文化施設整備に係る官民連携事業の代表企業）	